

資料 6
第1回地域福祉推進協議会
平成30年8月28日

平成29年度 障害者計画・第4期障害福祉計画 目標事業評価調書

健康福祉部 障害福祉課

【調書の進捗状況及び次年度方針の見方】

【評価】

5	施策目標の80%～100%達成
4	施策目標の60%～80%達成
3	施策目標の40%～60%達成
2	施策目標の20%～40%達成
1	施策目標の0%～20%達成

【進捗状況】

A	計画どおり実施済み
B	計画の50～100%未満の実施
C	計画の1～50%未満の実施
D	未実施

【次年度方針】

新規	新規事業の実施
継続	現行どおり、事業を継続する
充実	事業の充実、強化を図る
改善	事業の見直し、改善を図る
縮小	事業規模を縮小する
廃止	事業を廃止する

基本目標	施策目標	基本目標	施策目標	取組・方針
障害者計画 第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり				
第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備				
清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。		療育システムの構築	清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。	
		早期発見・早期療育体制の充実	健康センターでの乳幼児健診事業と清瀬市子どもの発達支援・交流センターが連携して療育を必要とする乳幼児への発達支援と家族への早期支援が実施できる体制を整備する。	
		健診後フォローと関係機関連携の充実	早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関としての「清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制を構築し、虐待予防を含めた総合的な福祉を推進する。	
子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。		障害児保育の充実	子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。	
教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。		学びやすい教育環境の整備	教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。	
		通級指導の実施	清瀬第八小学校の通級指導学級において、引き続き個々のニーズに応じた教育機会を提供する。	
		教育部門・福祉部門・保健部門の連携	障害のある子どもを持つ家族を支える相談や支援など、教育部門・福祉部門・保健部門の連携により、就学前から就学中、就学後までの系統的な支援策を推進する。	
		学校における「総合的な学習の時間」を活用した福祉教育の実施	学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が特別支援学校や障害者施設、高齢者施設などを訪問するなどして福祉や健康をテーマに掲げる課題学習を推進する。	
		障害児放課後等育成事業の実施	特別支援学校、特別支援学級等に在籍する障害のある児童及び生徒を対象とした、障害児放課後等育成事業は児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに移行したが、今後も子どもの安全と自立、福祉の増進を図る。	

基本 目標	施策 目標	基本目標	施策目標	取組・方針
	第2節	社会参加や就労の促進		
		「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」と公共職業安定所、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。	清瀬市障害者就労支援センターワークル・きよせを中心とした就労支援体制の充実	「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」と公共職業安定所、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。
			法定雇用率の維持・向上	市職員の障害者法定雇用率を現在の水準の更なる向上に努める。
			授産製品の販路拡大	授産施設や就労継続B型事業所の工賃向上のため、パン等の一部製品を市役所及びワークル・きよせ以外の公共施設等への販路確保や共同受注体制の整備などの支援を検討する。
		清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。	生涯学習の充実	清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。
			ふれあい事業の充実	障害のある青少年を対象とした「青年学級」など、行事やグループ活動を通じた社会参加や相互理解を深め、地域でいきいきと過ごせるような場の提供と更なる活動の充実を図る。
			図書館サービスの充実	現在図書館で実施している対面朗読サービスや音訳サービス、図書の宅配サービスなど障害の状況に配慮した各種サービスの更なる拡充に努める。
		社会参加活動の支援	障害者スポーツ、レクリエーションの充実	年1回実施しているスポーツ交流会を更に充実して地域交流の活性化を図るほか、国や都が主催するスポーツ大会への参加の積極的な支援、活動場所の確保などを関係機関に働きかける。
			文化・芸術活動の充実	文化・芸術活動の場を充実するとともに、一般の文化・芸術活動の場に障害のある市民が参加しやすくなるよう環境の整備や必要な支援を行う。
			市主催行事への参加促進	市が主催する各種行事に、障害のある人たちが積極的に参加し、ともに活動する機会が確保されるよう、障害のある方々の意見を十分に聞きながら、参加しやすい環境を整備する。
			自動車ガソリン費補助及び福祉タクシー利用助成事業の実施	経済的負担の軽減及び生活圏の拡大等のため、引き続き本事業を実施するとともに、制度の周知を図る。

基本 目標	施策 目標	基本目標	施策目標	取組・方針
障害者計画 第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり				
第1節 理解と交流の促進				
1. 啓発・交流活動の推進			ともに活動する機会の増大	市民同士が地域で支えあいながら暮らしていくために、障害の有無にかかわらず、ともに活動する機会を増やしていくよう努める。
			啓発・広報活動の充実	ノーマライゼーションの理解と実践に向けた啓発・広報活動を継続的に実施していく。そのため市のホームページなどで障害者福祉に関する情報を発信していく。
			地域と施設の交流促進	市内にある障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になるよう、各種交流事業を支援する。
			「障害者週間」の普及・啓発活動の充実	「障害者週間」の趣旨の周知とともに、市民の理解を深め、様々な分野の活動に積極的に参加する意欲が高まるよう普及と啓発を充実する。
			イベント等による市民交流	市民相互のふれあいと福祉への理解を深めるため、イベントやボランティア体験等、障害の有無に関わらずより多くの市民が参加し、交流できる環境をつくる。
			ボランティア活動への総合的な支援	ボランティアの自主性や自立性を尊重しながら、希望する市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備する。
第2節 福祉のまちづくりの推進				
1. 公共施設の整備改善			公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」などに基づき引き続きバリアフリー化を推進するとともに新規施設については計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討して、利用しやすい施設等の整備に努める。
			歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離等を計画的に進め、市民の理解と協力を得ながら安全に通行できる歩行環境を整備する。
			公共交通機関事業者への要望	鉄道事業者に対して、引き続き障害のある市民等に配慮した駅舎への改築等について要望を行うとともに、バス事業者にはノンステップバスの導入や停留所の整備などについて要望を行う。

基本 目標	施策 目標	基本目標	施策目標	取組・方針
	第2節	福祉のまちづくりの推進		
	2. 移動・移送サービスの充実		コミュニティバスによる利便性の向上	現在運行している「きよバス」の利用の促進に努め、市民の生活に必要なバス等の輸送の確保などについて検討する。
			障害者専用駐車スペースの確保	公共施設以外にも多くの市民が利用する公共的な建築物についても障害者専用または優先スペースを確保するよう協力を求める。
			福祉有償運送事業者への支援	福祉有償運送サービスを実施している事業者に対する支援を行うことで、市民の移動の円滑化を図る。
	3. 情報提供の充実		行政情報の提供体制の充実	市が提供する情報については、点字、音訳等さまざまな方法を利用して必要な情報が行きわたるよう提供体制を充実する。
			情報通信コミュニケーション技術を利用した利便性向上の検討	インターネット等を活用した情報提供・意見聴取・各種申請など、ICTを利用した利便性の向上を検討する。
			市役所の窓口対応における配慮	市役所内の窓口にて聴覚や視覚障害など障害の状況に配慮した具体的な方策を検討する。
			障害者相談員への情報提供と相談活動の充実	身体障害者相談員・知的障害者相談員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。
			民生委員・児童委員への情報提供と相談活動の充実	民生委員・児童委員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。
	4. 防災・救護体制の充実		防災危機管理体制の確立	地域防災計画との連携を強化し、災害時要援護者となりうる人たちの援護体制を整備するとともに、防災関連組織との協力体制を一層強化し、地域防災体制を整備する。
			緊急通報システム、福祉電話	今後も制度の周知と普及の促進を図る。
			聴覚障害者用FAX通報システム	障害福祉課に設置している聴覚障害者用FAXを活用し、迅速な情報提供を図る。

基本目標	施策目標	基本目標	施策目標	取組・方針
第4期障害福祉計画 第4章 障害福祉サービス等の充実				
1 訪問系サービス				
	居宅介護(ホームヘルプサービス) 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護		サービスの必要量を確保するための方策	障害に応じた支援が実施できるよう、研修の参加やサービスの質の向上への取り組み、サービス必要量の増加に対応するためのサービス提供基盤の整備を図ります。
2 日中活動系サービス				
	生活介護 療養介護 短期入所		サービスの必要量を確保するための方策	短期入所についてはレスパイトや家族以外の他者になれることを目的に利用する方が増えている一方で、緊急時など必要が生じた際に利用できない状況があることから、必要時に速やかに利用できる体制整備を図ります。
	自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練)			自立訓練(機能訓練)は介護保険サービスとの整合を図りながら、利用者の個別事情を勘案する必要があります。また、自立訓練(生活訓練)はサービスを必要とする方の利用が進むよう、引き続き関係機関からの情報収集を行います。
	就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)			サービス等利用計画を作成することにより、支給決定を受けていても利用しない方の利用につながり、利用者のニーズに沿った支給決定を行うことに期待できるため、相談等を通じて事業者との連携を図ります。
3 居住系サービス				
	共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助(グループホーム) 施設入所支援		サービスの必要量を確保するための方策	安心した地域生活を送るために、需要と供給が結びつくよう、サービス提供基盤の整備を進めます。また、施設入所について真に必要な方が利用できるよう、ニーズの把握に努め情報収集に努めます。
4 障害児支援体制の整備				
	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援		サービスの必要量を確保するための方策	事業所の設置の動向を注視しながら、障害のある児童と家族が安心して暮らせる環境と、ライフステージに応じた途切れのない支援を充実します。

基本目標	施策目標	基本目標	施策目標	取組・方針
第4期障害福祉計画 第4章 障害福祉サービス等の充実				
5 指定相談支援				
	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援		サービスの必要量を確保するための方策	申請から利用までの一連の支援が適切かつ継続的に提供されるよう、事業所の確保及び人材育成等を支援します。 また、地域資源のネットワークを活用して、専門的な相談支援が実施できる相談支援体制を充実させます。
第4期障害福祉計画 第5章 地域生活支援事業				
1 理解促進研修・啓発事業				
	理解促進研修・啓発事業		広報・啓発活動	「社会的障壁」を除去するため、関係機関と連携しながら啓発活動を行います。
			障害者週間	障害者施設の紹介や作品の展示と販売を通して、地域社会の理解と交流を促進します。 また、外見からわかりづらい障害や難病については、ヘルプカード・ヘルプマークの普及を図りながら、障害の特性や必要な配慮に関する理解を促進します。
2 自発的活動支援事業				
	自発的活動支援事業		活動支援	当事者団体やボランティアセンターに登録している団体の自発的な活動を支援し、障害のある方の社会参加につながる機会を広げます。
3 相談支援事業				
	障害者相談支援事業		サービスの必要量を確保するための方策	安心した地域生活を送るためには、日常的なことやサービスに関する相談から支援につなげることが求められるため、関係機関との連携及び相談支援体制の構築を図ります。
	基幹相談支援センター等機能強化事業		基幹相談支援センター	一般的な相談支援事業に加え、特に相談支援の専門的能力を有する職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行う基幹相談支援センターの設置に向けた検討を行います。
	住宅入居等支援事業		住宅入居等支援事業	入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等の相談に応じて障害のある方の地域生活を支援します。

基本 目標	施策 目標	基本目標	施策目標	取組・方針
第4期障害福祉計画 第5章 地域生活支援事業				
4 成年後見制度利用支援事業				
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度利用支援事業		きよせ権利擁護センターと連携して成年後見制度の周知を図ります。また、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図ります。
5 意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業		サービスの必要量を確保するための方策		意思の伝達に支援が必要な方に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣したり、市で開催する講演会等に通訳者を派遣することで情報のバリアフリー化を図ります。
6 日常生活用具給付事業				
介護訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排せつ管理支援用具 住宅改修費		サービスの必要量を確保するための方策		在宅療養等支援用具の中には他制度により給付される品目があり、他制度を利用していると考えられます。今後も必要性の高い用具については対象品目に取り入れられるよう随時検討します。

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
障害者計画	障害の早期把握・療育システムの構築	療育システムの構築	5	清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。	<p>保育園等からの要望の多い巡回相談指導など各事業を継続するなかで、特に下記事業に注力した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<ペアレント・グループ>療育で児の支援を進めていく中で、保護者への支援をどう担うか、という点を今までは療育の報告、所属先との連携などに関しても個別の対応が主であった。平成29年度は、子どもの行動の背景を理解し、ストレスのない声掛けや伝え方についてグループワークを通して一緒に考えてみようという試みをグループの形で共有した。 ・<保護者交流会>通園児の保護者に向けて、就学のイメージをより具体的に持ってもらい、児童の個性にあった学校・学級選択に資するため、かつての通園児の保護者を招き、就学に限らず情報を共有できる機会を設けた。 <p>ペアレントグループ、保護者交流会共に、同じ「とことこ」に通う親の立場で意見の交換ができたことは、大きな意味合いを持った。</p>	A	<p>【次期障害者計画に移行】 (1-(4)-10 集団保育における保育所等への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<ペアレントグループ>継続実施。7月現在、月1回開催している。 ・<保護者交流会>継続実施。6月に開催し、先輩保護者3人と通園児の保護者8人が情報交換・交流を行った。 <p>ペアレントグループ、保護者交流会共に平成29年度から始まった取り組みであり、保護者に対する支援の充実が図られている。今後も取り組みを継続する。</p>
		体早期の発見・早期療育	4	健康センターでの乳幼児健診事業と清瀬市子どもの発達支援・交流センターが連携して療育を必要とする乳幼児への発達支援と家族への早期支援が実施できる体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診事業を始めとする母子保健事業から、療育が必要な乳幼児を、清瀬市子どもの発達支援・交流センターや専門医療機関等へ紹介し、乳幼児とその家族への早期支援を行った。 ・療育が必要となった乳幼児の家族へのサポートについても、連絡会等を通じて引き続き連携を図った。 	B	<p>【次期障害者計画に移行】 (1-(3)-8 早期発見と支援体制の推進)</p> <p>継続実施。</p>

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
障害者計画	システムの早期把握・療育	健診後のフォローと関係	4	早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関としての「清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制を構築し、虐待予防を含めた総合的な福祉を推進する。	・発達健診事業から、療育支援が必要と思われるケースについて、3センターが連携し、支援方法や役割分担を確認しながら支援を行った。 また、保護者からの相談や関係機関からの連絡などから、健診前に療育の必要性を把握しているケースについては、集団健診ではなく、より個別性の高い発達健診や子どもの発達支援・交流センターを紹介し、保護者と乳幼児の負担軽減を図った。	B	【次期障害者計画に移行】 (1-(3)-9 健診のフォローと関係機関の連携) 継続実施。
	障害児保育の充実	障害児保育の充実	5	子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。	・相談員からの助言、園内のカンファレンスにより、障害児保育の理解を深め、保育を充実することができた。 ・研修を通じて障害児保育コーディネーターの育成をはかり、園内にフィードバックして保育の現場に活かした。障害の特性により、子ども学園や療育病院などとも連携し、園児にあった関わりを実施した。	A	【次期障害者計画に移行】 (1-(4) 障害児保育の充実・支援) ・子どもの発達支援・交流センターの巡回相談を継続し、相談員からの助言、園内カンファレンスにより障害児保育の理解を深め、保育の充実を図る。 ・障害児保育に関する研修会や、まとめの会を開催し障害児の集団生活の充実を図る。各療育機関とも連携し、園児にあった関わりを実施する。
	学校教育・学童保育の充実	学びやすい教育環境の整備	4	教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。	・就学相談・巡回相談員、指導主事等の巡回を通して東京都のリーフレットを参考にユニバーサルデザインの視点から校内環境の整備を図った。 ・個々の児童・生徒の実態に応じた指導の配慮事項(合理的配慮の視点)を踏まえ、教員の指導力の向上や児童・生徒への組織的な支援の充実について全体研修や特別支援教育コーディネーター連絡協議会の中で理解啓発を図った。	B	【次期障害者計画に移行】 (1-(5) 学校教育・特別支援教育の充実) ・指導主事及び就学・巡回相談員が計画的に学校を訪問し、校内委員会への参画等をおして特別支援教育に関する意見交換をするとともに、特別な支援が必要な児童・生徒の状況を把握して実践的な解決の方法を見出す。

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
障害者計画	学校教育・学童保育の充実	固定学級の特別支援教育	4	固定の特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、障害に起因する種々の困難を改善・克服し、自立した社会生活を送るための基礎を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校の特別支援学級の学習内容が系統性のある内容となるように東京都の推進するセンター的機能を活用しながら指導内容及び指導方法の一層の充実を図った。 ・学校生活支援シート(個別の教育支援計画)及び個別指導計画の様式を市の統一様式に移行しその活用について各研修会を通じて理解啓発を図った。 	B	【次期障害者計画に移行】 (1-(5) 学校教育・特別支援教育の充実) 継続実施
		通級指導等の特別支援教育	4	清瀬第八小学校の通級指導学級において、引き続き個々のニーズに応じた教育機会を提供する。また、小学校における特別支援教育を進め、当該児童が在籍校でニーズに応じた教育が受けられるようにしていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市特別支援教育推進計画(第三次実施計画)の中で示した市内全小学校の特別支援教室開設に向けた準備を進め、「特別支援教室運営の手引き」及び「専門員の手引き」を作成した。 ・今年度から先行実施した市内小学校3校にて臨床発達心理士等の巡回と合わせて定期的に授業観察を行い、実践事例をまとめた。 	B	【次期障害者計画に移行】 (1-(5)-12 特別支援教育の充実) <ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市特別支援教育推進計画(第三次実施計画)に基づき、新たに小学校6校で特別支援教室を開設した。小学校は、全校拠点校方式として、専任教員及び専門員が各教室に常駐し、きめ細かな指導を実施する。合わせて、中学校での特別支援教室開設に向けた準備を進める。 ・臨床発達心理士等の巡回を継続して行う。
		健教部育門部の門連・携福祉部門・保	4	障害のある子どもを持つ家族を支える相談や支援など、教育部門・福祉部門・保健部門の連携により、就学前から就学中、就学後までの系統的な支援策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保・幼・小の接続の充実を図るため、保・幼・小合同研修会を前年度より1回増やし、2回開催して就学前施設と小学校の連携を一層強化した。 ・「就学支援シート」から「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」(清瀬市共通様式)へ移行し、その活用を図った。 ・就学相談の巡回を通して、就学前の支援機関と連携し、発達障害等への早期対応に努めた。 	B	【次期障害者計画に移行】 (1-(5) 学校教育・特別支援教育の充実) <ul style="list-style-type: none"> ・保・幼・小の接続の充実を図るため、保・幼・小合同研修会を開催し、就学前施設と小学校の連携した取組及び系統的な指導の接続について一層強化する。 ・就学前の支援機関に就学支援シートの提出を依頼し、保育、幼稚園教育と療育・医療について小学校に確実に引き継げるよう連携を強める。

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
障害者計画	学校教育・学童保育の充実	学校における福祉教育の実施 「総合的な学習の時間」を活用した	4	学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が特別支援学校や障害者施設、高齢者施設などを訪問するなどして福祉や健康をテーマに掲げる課題学習を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 各学校通常学級の教科等の学習活動において、福祉や健康をテーマに掲げる課題解決学習を立案、実施した。その際、就学相談・巡回相談員、指導主事等が通常学級の教員と協議し、活動の目標を達成できるよう指導・助言を行い、福祉教育の充実を図った。 都立特別支援学校と小・中学校との交流活動の一環として、学習発表会やスポーツ大会を取り入れ、福祉について考える取組を充実させた。 障害のある方の保護者の会の協力を得て職場体験活動を行い、特別支援教育及び福祉教育の充実に向けた。 	B	<p>【次期障害者計画に移行】 (1-5) 学校教育・特別支援教育の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教科等の学習活動において、児童・生徒一人一人が参加できる場面を設定し、充実した交流及び共同学習となるよう通常学級の教員と特別支援学級等の教員との連携を強化する。また、就学相談・巡回相談員、指導主事等が、活動の目標を達成できるよう指導・助言を行い福祉教育の充実を図る。 都立特別支援学校との副籍交流や学校間交流において、オリ・パラ教育の障害者スポーツ等の体験を取り入れ、福祉をテーマにした課題学習の充実を図る。 地域の施設や体験活動を通して地域の方との交流等を積極的に進め、特別支援教育及び福祉教育の充実を目指す。
	雇用・就労の促進	障害児放課後等育成事業の実	5	特別支援学校、特別支援学級等に在籍する障害のある児童及び生徒を対象とした、障害児放課後等育成事業は児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに移行したが、今後も子どもの安全と自立、福祉の増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月に始まった放課後等デイサービス事業は事業所が市内に9か所開設されている。隣市にも多くの事業所が開設されているが、利用者の希望に受け入れ枠が対応しきれていない状況もある。 地域自立支援協議会の専門部会 子ども部会にすべての市内放課後等デイサービス事業所の参加を呼び掛け、情報提供及び事業所間の情報交換、支援のあり方に関する話し合いを行い、適切なサービスの提供と支援の質の向上につながる支援を行った。 今後、サービスの質の向上が求められる。 	A	<p>【第1期障害児福祉計画に移行】</p> <p>児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業によって障害児の放課後等の療育を行っている。</p> <p>平成30年7月現在、市内に8事業所があり、療育の質の向上について自立支援協議会(子ども部会)等で議論している。</p>

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
障害者計画	雇用・就労の促進	就労支援体制の充実	4	「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」と公共職業安定所、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。	・平成27年度から地域自立支援協議会の専門部会として就労支援部会を設置し、障害のある方が働きやすい社会の創出を目指して取り組みを検討している。平成30年4月に法定雇用率が引き上げられるが、法が適用される規模(従業員45.5人以上)の企業が市内に少ないことから、障害者雇用の関心は高まっていない状況にある。そこで、障害者雇用に限らない就労全般に関する意識調査を発案し、実現に向けた検討を行うこととなった。	B	【次期障害者計画に移行】 (2-(1)-14 清瀬市障害者就労支援センターを中心とした就労支援体制の充実 就労支援部会などを活用して検討を継続する。
		向上法定雇用率の維持	5	市職員の障害者法定雇用率を現在の水準の更なる向上に努める。	・障害者枠での採用試験を行った。 ・予定外の退職等により6月1日現在の障害者雇用率は、2.11%となり、法定雇用率の2.3%を下回ったが、年度内には必要採用職員数は0人となった。	A	【次期障害者計画に移行】 (2-(1)-15 法定雇用率の水準維持) ・法定雇用率及び法定雇用人数が充足できない場合には、障害者枠での採用試験を実施していく。 ・平成30年度にも、障害者枠の採用試験を実施する。
		授産製品の販路拡大	3	授産施設や就労継続支援B型事業所の工賃向上のため、パン等の一部製品を市役所及びワークル・きよせ以外の公共施設等への販路確保や共同受注体制の整備などの支援を検討する。	・平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法を推進するために、庁内関係課に働き掛けながら、対象商品の購入や販路拡大及び充実に努めた。 ・市内に開設した事業所に市役所及び関係施設で販売できるよう支援した。 ・市役所の物品等調達実績(調達先は市内に限らない) 平成25年度:15件 2,340,828円 平成26年度:22件 4,825,517円 平成27年度:26件 5,459,455円 平成28年度:28件 5,617,745円 平成29年度:30件 5,852,800円	B	【次期障害者計画に移行】 (2-(1)-16 障害者施設製品の販路拡大・物品等の優先調達の推進) 継続実施。

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
障害者計画	促進雇用・就労の	作業所の新体系への移行の支援		障害者自立支援法の新体系への移行を目指す事業所への助言や東京都との連絡調整等、必要な支援を検討する。	すでに完了している。		取組終了。
	生涯学習の充実	生涯学習の充実	3	清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の機会を提供するために、生涯学習センターや指定管理事業者の運営する管理施設において講座や教室の拡充を図った。 障害のある方が参加しやすい事業の開催に努めた。 	B	【次期障害者計画に移行】 (2-(2)-17 生涯学習の機会の充実) 継続実施。
	ふれあい事業の充実	ふれあい事業の充実	4	障害のある青少年を対象とした「青年学級」など、行事やグループ活動を通じた社会参加や相互理解を深め、地域でいきいきと過ごせるような場の提供と更なる活動の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 青年たちが地域活動に参加することで、様々な体験を通して豊かな生活を送るよう、学習会やバスハイクなどを実施し、活動支援を行った。 	B	継続実施。
	図書館サービスの充実	図書館サービスの充実	4	現在図書館で実施している対面朗読サービスや音訳サービス、図書の宅配サービスなど障害の状況に配慮した各種サービスの更なる拡充に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 対面朗読やDAISYによる録音図書の作製、宅配サービス、郵送サービス等、また、児童に対するサービスとして、清瀬特別支援学校での読み聞かせを実施した。 登録されている音訳ボランティア育成のため、講師を招き、読みや構成について学ぶ中級講習会を実施したほか、毎月勉強会を実施し、技術のレベルアップに努めた。 図書館のホームページに音声読み上げソフトや文字の拡大、文字・背景色の変更ができる操作支援ソフトを導入した。 	B	【次期障害者計画に移行】 (2-(2)-18 図書館サービスの充実) <ul style="list-style-type: none"> 対面朗読やDAISYによる録音図書の作製、宅配サービス、郵送サービス等の他、児童に対するサービスとして、清瀬特別支援学校での読み聞かせを実施する。 都立図書館主催の音訳者講習会に音訳ボランティアの参加を募り、音訳技術・知識の向上を支援する。 対面朗読サービスの利用者増加に対し、担当する音訳ボランティアの調整等を滞りなく行う。

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
障害者計画	社会参加活動の支援	障害者スポーツ、	4	年1回実施しているスポーツ交流会を更に充実して地域交流の活性化を図るほか、国や都が主催するスポーツ大会への参加の積極的な支援、活動場所の確保などを関係機関に働きかける。	・市内の知的障害者通所施設が参加するスポーツ交流会を開催し、障害の重さにかかわらず、すべての人がスポーツの楽しさを体験できる場を創出した。	B	【次期障害者計画に移行】 (2-(3)-19 障害者スポーツ・レクリエーションの促進) 平成30年度も障害者スポーツ交流会を開催することとなり、10月の開催に向けて協議を重ねている。
		文化・芸術活動の充実	4	文化・芸術活動の場を充実するとともに、一般の文化・芸術活動の場に障害のある市民が参加しやすくなるよう環境の整備や必要な支援を行う。	・「コミュニティプラザひまわり」及び「清瀬けやきホール」は東京都バリアフリー条例に基づく設備が整った施設であり、福祉、芸術及び文化活動の場として活用された。 ・「障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免」制度により利用が促進された。	B	【次期障害者計画に移行】 (2-(3)-20 文化・芸術活動の促進) 継続実施
	社会参加活動の支援	参加促進 市主催行事への	4	市が主催する各種行事に、障害のある人たちが積極的に参加し、ともに活動する機会が確保されるよう、障害のある方々の意見を十分に聞きながら、参加しやすい環境を整備する。	成人式や市主催の講演会などに手話通訳者を配置した。市報をはじめ、全戸配布する公共刊行物の音訳版を作成し、行事等の情報提供を充実させた。	B	【次期障害者計画に移行】 (2-(3)-20 文化・芸術活動の促進) (4-(3)-31～34 情報アクセシビリティの向上) 継続実施。
		自動車ガソリン利用助成事業の実施及び福祉	5	経済的負担の軽減及び生活圏の拡大等のため、引き続き本事業を実施するとともに、制度の周知を図る。	タクシー利用料助成については社会状況を勘案し平成21年度に半年分の助成上限額18,000円→19,800円へ増額した。 ・平成27年度 803人 ・平成28年度 826人 ・平成29年度 845人 自動車ガソリン費補助 ・平成27年度 1,917人 ・平成28年度 1,895人 ・平成29年度 1,883人	A	各年度の予算に計上し継続実施

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
障害者計画	啓発・交流活動の推進	ともに活動する機会の増大	4	市民同士が地域で支えあいながら暮らしていくために、障害の有無にかかわらず、ともに活動する機会を増やしていくよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・十小地域づくりの会(十小円卓会議)では地域交流の一環として、市内一斉清掃に地域の障害のある方も参加した。3月に開催した避難所体験会では、視覚・聴覚に障害のある方や高齢者等の要支援者対策への体験を実施した。また、七小円卓では、清瀬高校の防災訓練と合わせた「円卓防災フェア」を開催し、地域の危険個所を確認する街歩きの際に車椅子体験を行い障害者理解を深めた。 ・きよせふれあいまつりでは、障害のある方やその家族が実行委員会の場から参加し自らの活動を知ってもらう場を設けると共に、健常者や子どもと音楽ステージに立ち、相互理解を深めた。 ・障害のある方の社会参加のためのボランティアコーディネートを行い、受け入れ団体と相互理解を図った。 	B	【次期障害者計画に移行】 (3-(1) 啓発・交流の促進) ・全体:継続実施 ・十小円卓会議主催の防災訓練では、障害のある方も実行委員会に参画し、災害時の要支援者に対する対応力の向上を図る。
		充実啓発・広報活動の	4	ノーマライゼーションの理解と実践に向けた啓発・広報活動を継続的に実施していく。そのため市のホームページなどで障害者福祉に関する情報を発信していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに掲載する情報を充実させた他、平成28年4月施行の障害者差別解消法と、12月の障害者週間を市報で周知した。 ・障害福祉関係のイベント会場でヘルプマーク・ヘルプカードを配布し障害者理解の啓発を行った。 	B	【次期障害者計画に移行】 (3-(1)-21 心のバリアフリーの推進) 継続実施。
		の啓発推進・交流活動	4	市内にある障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になるよう、各種交流事業を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校区等における、円卓会議を通じ、地域住民と福祉施設が交流・連携できる地域づくりを目指した。 ・障害者施設と地域交流サロンの活動者の交流がより図られるよう、中間支援を行った。 	B	【次期障害者計画に移行】 (3-(1)-22 地域と施設の交流を促進) 継続実施。

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
障害者計画	啓発・交流活動の推進	発「障害者週間の普及・啓活活動の者充週間の」の普及・啓	5	「障害者週間」の趣旨の周知とともに、市民の理解を深め、様々な分野の活動に積極的に参加する意欲が高まるよう普及と啓発を充実する。	障害者週間(12月3日～9日) ①市報に障害者理解につながる記事を掲載した。 ②駅北ロクレアビル4階クレアギャラリーで、市内の障害福祉関係事業所を紹介するパネルを展示した。 ③市役所市民課ロビーで各事業所の作品を展示した。 ④12月2日に講演会「障害者差別解消法の活かし方ー具体的事例で考えるー」を開催し、58名の来場者を得た。	A	【次期障害者計画に移行】 (3-(1)-23 「障害者週間」の普及・啓発活動の促進) ①～③継続実施。 ④自立支援協議会などを活用し、普及・啓発活動の展開について協議を行う。
		市民交流等による	5	市民相互のふれあいと福祉への理解を深めるため、イベントやボランティア体験等、障害の有無に関わらずより多くの市民が参加し、交流できる環境をつくる。	・市民まつりに、多くのボランティアグループが出店参加しボランティアの周知を図った。 ・学校などの福祉教育では、障害のある方と共に学びあう場を設けた。ここでは、障害者スポーツを取り入れるなど、理解や交流を育みやすい環境づくりを行った。	A	継続実施
	推進ボランティア活動の	総合的なボランティア活動への	5	ボランティアの自主性や自立性を尊重しながら、希望する市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備する。	①手話、点訳などのボランティア講座のほか、ボランティア入門講座では、障害者福祉施設のボランティアコーディネータを招き、障害を持つ方の個別性に応じたボランティアの考え方をお伝えし、障害者福祉施設でのボランティア活動につながりました。 ②ボランティアグループの活動場所、備品等の使用調整。	A	【次期障害者計画に移行】 (3-(2)-24 ボランティア活動の支援) 継続実施。
公共施設の整備改善	公共施設の整備改善	公共施設の整備改善	3	公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」などに基き引き続きバリアフリー化を推進するとともに新規施設については計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討して、利用しやすい施設等の整備に努める。	・新庁舎の建設に当たっては、設計段階において障害のある方・高齢者等を含む市民から意見を聴取し、進めた。 ・既存施設の更新及び老朽化対策においても、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進した。	C	【次期障害者計画に移行】 (4-(2)-25 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進) ・新庁舎建設に当たっては、聴取した意見を反映させる形で設計を進める。 ・既存施設については、都補助金を活用し、公園トイレの洋式化を進める。

計画	基本 目標	施策 目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗 状況	平成30年度 事業概要	
障害者計画	善	公共施設の整備改善	3	歩道の段差解消や歩車道の分離等を計画的に進め、市民の理解と協力を得ながら安全に通行できる歩行環境を整備する。	・緊急性や優先順位を見極めながら、段差改良工事や安全施設の改善を行った。	C	【次期障害者計画に移行】 (4-(1)-26 歩行環境の整備) 清瀬市第六小学校前の市道0115号線において、現在の片側歩道から両側歩道へと整備を行い、歩行者の安全確保に努める。	
		公共施設の整備改善	4	公共交通機関事業者へ公共要望	・バス事業者に対して、引き続き障害のある市民等に配慮した駅舎への改築等について要望を行うとともに、バス事業者にはノンステップバスの導入や停留所の整備などについて要望を行う。	・バス事業者については、ノンステップバスの導入や停留所の整備などについて、引き続き要望を行った。	B	【次期障害者計画に移行】 (4-(1)-27 公共交通機関事業者への要望) 鉄道事業者に対して、引き続き障害のある市民等に配慮した駅舎への改築等について要望を行うとともに、バス事業者にはノンステップバスの導入や停留所の整備などについて要望を行う。
	実	移動・移送サービスの充実	4	コミュニティバスによる利便性の向上	現在運行している「きよバス」の利用の促進に努め、市民の生活に必要なバス等の輸送の確保などについて検討する。	市民1,000名を対象とし、地域公共交通に関する市民アンケートを実施し、現状の公共交通に関する状況や要望・困っている事等の把握に努め、結果を地域公共交通会議で公表し、施策について検討した。	B	【次期障害者計画に移行】 (4-(2)-28 コミュニティバスの利便性の向上) 新座営業所管内でシステム改修を行うことに伴い、運賃箱を公共交通機関で利用率が高いIC付の機材に取り換えを検討する。
実	移動・移送サービスの充実	障害者専用駐車スペースの確保	5	公共施設以外にも多くの市民が利用する公共的な建築物についても障害者専用または優先スペースを確保するよう協力を求める。	・設置を必要とする案件に対しては、引き続き東京都福祉のまちづくり条例を遵守するよう、指導・助言を行うが、29年度は案件なし。	A	【次期障害者計画に移行】 (4-(2)-29 公共施設の障害者専用駐車スペースの確保) 継続実施。	

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要	
障害者計画	移動の充・移送サービス	福祉有償運送事業への支援	5	福祉有償運送サービスを実施している事業者に対する支援を行うことで、市民の移動の円滑化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省への登録には所在の市区の責任で行うことになるため、登録に向けた支援や補助金交付等を行った。 事業が安全に継続的に運営され、高齢者及び障害者等の福祉有償運送を必要とする方の福祉の向上を図り、継続して同様の支援を行った。 	A	継続実施	
	情報提供の充実	行政情報の提供体制	5	市が提供する情報については、点字、音訳等さまざまな方法を利用して必要な情報が行きわたるよう提供体制を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> 音訳利用者からの要望に基づき、ホームページ上で公開している市報の音訳データを、従来のMP3版と並行して、デジ版でも公開した。 音訳利用者には市報に掲載される以外の必要な情報を、市報用CDを通じて提供した。 	A	【次期障害者計画に移行】 (4-(3)-31 情報アクセシビリティの向上) 従来実施していた公共刊行物(全戸配布物を対象)の音訳データ(MP3,デジ版)のホームページでの公開、希望者へのCDでの無料配布の他、10月から市報のデジタルブック導入に伴い、多言語(日本語を含む5ヶ国語)の読み上げを同デジタルブック上で提供予定。	
	技術利用した利便性向上	情報通信利用した利便性向上	5	インターネット等を活用した情報提供・意見聴取・各種申請など、ICTを利用した利便性の向上を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 文字情報だけでなく、音声情報についても積極的にホームページで公開し、利用者のニーズに基づく利便性の拡充に努めた。 	A	【次期障害者計画に移行】 (4-(3)-31 情報アクセシビリティの向上) 市報デジタルブック導入に伴い、多言語(日本語を含む5ヶ国語)の読み上げを同デジタルブック上で提供予定。	

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
障害者計画	情報提供の充実	に市役所における窓口対応	4	市役所内の窓口にて聴覚や視覚障害など障害の状況に配慮した具体的な方策を検討する。	・市役所新入職員に行う新人研修に於いて、特別な配慮の必要な市民への対応方法の研修を実施。また、選挙事務担当者への投票所での配慮についての研修を行った。	B	【次期障害者計画に移行】 (4-(3)-32 選挙における配慮) (4-(3)-33 障害に配慮した窓口対応の向上) 継続実施。新入職員に行うユニバーサルマナー研修を実施予定。
		充報障害者提供と相談員活動への情	5	身体障害者相談員・知的障害者相談員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。	・平成29年度に身体・知的相談員の改選を行った。相談を行う部屋を確保し相談の場に市担当者が必要に応じて同席することで、情報提供を行い相談活動の充実を支援した。 ・身体障害者相談員 1名 ・知的障害者相談員 1名	B	継続実施
	活へ民生委員の情充報提・供と児童委員	5	民生委員・児童委員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。	・制度やサービスに関する情報提供、研修の機会を設けて、活動が充実するよう支援した。 ・民生委員から複数の障害者等に関する情報提供が行われており、普段からの連携を心がけた。	A	継続実施	
	防災・救護体制の充実	防災危機管理体制の確立	3	地域防災計画との連携を強化し、避難行動要支援者となりうる人たちの援護体制を整備するとともに、防災関連組織との協力体制を一層強化し、地域防災体制を整備する。	・避難行動要支援者登録については、引き続き名簿整備を進めた。 ・市内の社会福祉施設や庁内の防災防犯課、地域包括ケア推進課等と連携し、名簿に登録された方について、個別の避難支援体制の確立に取り組んだ。 ・総合防災訓練に合わせて、福祉避難所開設訓練を実施した(老健たけおかにて実施。移送サービス事業所により車いすの障害のある方を移送。) ・11月には障害者福祉センターでの、福祉避難所開設訓練を実施し、発災から受け入れまでの手順等を確認した。	C	【次期障害者計画に移行】 (4-(4)-36 防災・救援体制の確立) ・避難行動要支援者登録について、引き続き名簿整備を進めるとともに、個別計画の作成も合わせて進めていく。 ・総合防災訓練の実施に合わせ、福祉避難所開設訓練等の実施を予定。

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
障害者計画	防災・救護体制の充実	緊急通報システム	5	今後も制度の周知と普及の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉電話利用者の生活状況を把握し関係機関と連携して、見守り等を行った。 緊急通報システムの制度の周知に努めた。 民間通報方式を取り入れ、利用を広めた。 	A	各年度の予算に計上し継続実施
		X聴覚障害者用FAX	5	障害福祉課に設置している聴覚障害者用FAXを活用し、迅速な情報提供を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 新規に手帳を取得した方や転入者にFAX機の利用を周知し、既に利用している方には買替えの相談に応じた。 	A	聴覚障害者用FAXに関する取り組みは終了した。 現在は、聴覚障害に限らない障害者に対する防災・救護体制の強化を進めており、避難行動要援護者登録制度の利用や、防災訓練への参加勧奨などを行っている。
第4期障害福祉計画	障害福祉サービスの必要量の見込み	訪問系サービス	5	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護（ホームヘルプサービス） 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護 <p>平成27年度 138人分／8,480時間 平成28年度 141人分／9,263時間 平成29年度 148人分／10,106時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度138人／8,230時間、平成28年度146人／8,492時間、平成29年度143人／8,088時間と利用実績が推移している。 平成29年度の利用実人数は平成28年度よりも利用人数、利用実績とも減少し、見込み値よりも少ない。主な理由は重度訪問介護の利用時間の伸びが少なかったためである。 行動援護は利用実人数と利用時間ともに平成27年度に比べて約4倍に増えている。行動援護資格を有するヘルパーが増えたことで利用の増加につながったものと思われる。 	B	【第5期障害福祉計画に移行】 平成30年度 155人分／8,575時間 平成31年度 160人分／8,648時間 平成32年度 165人分／8,933時間
		日中活動系サービス	5	生活介護 <p>平成27年度 174人分／3,515人日分 平成28年度 178人分／3,596人日分 平成29年度 185人分／3,737人日分</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度170人／3,397日、平成28年度171人／3,224日、平成29年度167人／3,295日と見込み値よりも少なくなっている。 利用を見込んだ特別支援学校卒業生が他のサービスを利用したことと、施設入所者が減少し、日中活動の生活介護の利用が減ったためと思われる。 	B	【第5期障害福祉計画に移行】 平成30年度 173人分／3,287人日分 平成31年度 178人分／3,382人日分 平成32年度 179人分／3,401人日分

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
第4期障害福祉計画	障害福祉サービスの必要量の見込み	日中活動系サービス	5	療養介護 平成27年度 10人分/310人日分 平成28年度 11人分/341人日分 平成29年度 12人分/372人日分	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月の児童福祉法及び障害者総合支援法改正により障害児施設に入所している方が、18歳を迎えると障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに移行することとなった。 平成27年度に障害児入所施設から2人が移行して10人となった。平成28年度の入所者はいないが、平成29年度に近隣市の施設が建て替えにより増床し、3人が入所している。 	B	【第5期障害福祉計画に移行】 平成30年度 13人分/403人日分 平成31年度 13人分/403人日分 平成32年度 14人分/434人日分
		日中活動系サービス	5	短期入所 平成27年度 福祉型 22人分/110人日分 医療型 4人分/24人日分 平成28年度 福祉型 24人分/120人日分 医療型 4人分/24人日分 平成29年度 福祉型 30人分/150人日分 医療型 4人分/24人日分	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度(福祉型)21人/72日(医療型)7人/39日、平成28年度(福祉型)25人/107日(医療型)6人/33日、平成29年度(福祉型)33人/150日(医療型)6人/34日 平成29年度の福祉型は利用実人数が見込み値を上回り利用実績は目標値と同じである。医療型の利用は実人数、利用実績ともに見込み値を超えている。市外の医療型短期入所施設を定期的にご利用する方が増えているためである。 	A	【第5期障害福祉計画に移行】 平成30年度 福祉型 23人分/138人日分 医療型 4人分/20人日分 平成31年度 福祉型 24人分/144人日分 医療型 5人分/25人日分 平成32年度 福祉型 25人分/150人日分 医療型 6人分/30人日分
		5	自立訓練(機能訓練) 平成27年度 7人分/77人日分 平成28年度 8人分/88人日分 平成29年度 9人分/99人日分	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度8人/85日、平成28年度4人/68日、平成29年度6人/107日の利用実績である。 市内では清瀬市障害者福祉センターで実施している。介護保険制度との調整を図りながら、利用希望者の掘り起こしや関係機関との連携に努めたが利用人数、利用実績ともに見込み値を下回っている。 	B	【第5期障害福祉計画に移行】 平成30年度 4人分/48人日分 平成31年度 4人分/48人日分 平成32年度 4人分/48人日分	

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
第4期障害福祉計画	障害福祉サービスの必要量の見込み	日中活動系サービス	3	自立訓練(生活訓練) 平成27年度 5人分/85人日分 平成28年度 6人分/102人日分 平成29年度 6人分/102人日分	・平成27年度6人/99日、平成28年度2人/43日、平成29年度5人/58日の利用実績である。 ・市内に事業所がないので、近隣市の事業所に通所している。知的障害者の利用が多いが高次脳機能障害者への周知も進み利用につながっている。	C	【第5期障害福祉計画に移行】 平成30年度 5人分/85人日分 平成31年度 5人分/85人日分 平成32年度 5人分/85人日分
			5	就労移行支援 平成27年度 24人分/432人日分 平成28年度 25人分/450人日分 平成29年度 27人分/486人日分	・平成27年度16人/259日、平成28年度16人/205日、平成29年度23人/363日の利用実績である。 ・精神障害者の利用が多いため、体調不良などによって利用が継続しにくいことが利用日数に影響していると考えられる。	B	【第5期障害福祉計画に移行】 平成30年度 26人分/364人日分 平成31年度 29人分/406人日分 平成32年度 31人分/434人日分
			4	就労継続支援(A型) 平成27年度 11人分/209人日分 平成28年度 12人分/228人日分 平成29年度 13人分/247人日分	・平成27年度8人/155日、平成28年度11人/205日、平成29年度13人/247日の利用実績である。平成29年度には利用実人数、利用実日数ともに増加し見込み値となっている。 ・平成28年に市内に事業所が1か所設立したが、利用にはつながっていない。近隣市の事業所に通う精神障害者の利用が増えている。	B	【第5期障害福祉計画に移行】 平成30年度 13人分/234人日分 平成31年度 14人分/252人日分 平成32年度 15人分/270人日分
			5	就労継続支援(B型) 平成27年度 184人分/2,944人日分 平成28年度 191人分/3,056人日分 平成29年度 202人分/3,232人日分	・平成27年度179人/2,782日、平成28年度191人/2,813日、平成29年度212人/3,222日の利用実績である。利用実人数は見込み値を超えて増えており、利用実日数も見込み値に沿って増えている。 ・利用者は精神障害者が増え(105名)、身体障害者は1割である。 ・平成29年度に市内に精神障害者対象の事業所が1か所設立し、利用者、利用日数ともに増えている。	A	【第5期障害福祉計画に移行】 平成30年度 210人分/2,954人日分 平成31年度 215人分/3,010人日分 平成32年度 221人分/3,094人日分

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
第4期障害福祉計画	障害福祉サービスの必要量の見込み	居住系サービス	5	<p>共同生活援助 (グループホーム)</p> <p>平成27年度 88人分 平成28年度 90人分 平成29年度 92人分</p>	<p>・平成27年度89人 平成28年度88人 平成29年度101人となり、知的障害者、精神障害者とも増えている。</p> <p>・平成24年度からの3年間で市内に6か所設立されたことで利用者が急増したが、その後は市外のグループホームに入所する方が増えている。</p>	A	<p>【第5期障害福祉計画に移行】</p> <p>平成30年度 100人分 平成31年度 104人分 平成32年度 108人分</p>
			5	<p>施設入所支援</p> <p>平成27年度 61人分 平成28年度 60人分 平成29年度 59人分</p>	<p>・平成27年度57人 平成28年度54人 平成29年度54人 内訳は知的障害者44人、身体障害者10人である。</p> <p>・高齢化による長期入院や共同生活援助(グループホーム)への移行により、見込み値よりも施設入所者が減っている。</p>	B	<p>【第5期障害福祉計画に移行】</p> <p>平成30年度 50人分 平成31年度 50人分 平成32年度 49人分</p>

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
第4期障害福祉計画	障害福祉サービスの必要量の見込み	障害児支援体制の整備	5	<p>児童発達支援 平成27年度 28人分/364人日分 平成28年度 28人分/364人日分 平成29年度 32人分/416人日分 医療型児童発達支援 平成27年度1人分/3人日分 平成28年度1人分/3人日分 平成29年度1人分/3人日分 放課後等デイサービス 平成27年度 73人分/584人日分 平成28年度 75人分/600人日分 平成29年度 76人分/608人日分 保育所等訪問支援 平成27年度1人分/1人日分 平成28年度1人分/1人日分 平成29年度2人分/2人日分</p>	<p>・平成24年4月から児童福祉法サービスとして新たに実施されたサービスで、平成27年度計画から見込み値を設定している。 【児童発達支援】 ・平成27年度26人/459日、平成28年度21人/343日、平成29年度25人/341日の利用実績である。利用実人数では見込み値を下回っているが、利用実日数は見込み値に沿っている。 【医療型児童発達支援】 ・平成29年度から1人が市外の事業所を利用している。 1人/3日 【放課後等デイサービス】 ・平成27年度79人/900日、平成28年度106人/1,256日、平成29年度110人/1,454日の利用実績である。利用実人数、実日数ともに見込み値を大きく上回っている。 ・放課後等デイサービス事業は事業所が市内に9か所開設されているが、受け入れ枠が足りず他市の事業所を利用する方もいる。利用者の希望に対応しきれていない状況がある。 【保育所等訪問支援】 ・平成27年度2人/2日、平成28年度1人/1日、平成29年度1人/1日の利用実績である。</p>	A	<p>【第1期障害児福祉計画に移行】</p> <p>児童発達支援 平成30年度 22人分/330人日分 平成31年度 26人分/338人日分 平成32年度 27人分/351人日分 医療型児童発達支援 平成30年度2人分/8人日分 平成31年度3人分/24人日分 平成32年度3人分/24人日分 放課後等デイサービス 平成30年度 107人分/1,391人日分 平成31年度 116人分/1,508人日分 平成32年度 124人分/1,612人日分 保育所等訪問支援 平成30年度1人分/2人日分 平成31年度1人分/2人日分 平成32年度1人分/2人日分</p>
				<p>相談支援 平成27年度 20件 平成28年度 11件 平成29年度 11件 1か月あたりの見込み値</p>	<p>平成27年4月からすべての障害福祉サービス等を利用する方にサービス等利用計画の作成が必要となり、第4期計画から見込み値を設定している。 平成27年度 16件 平成28年度 18件 平成29年度 23件 ・介護保険法によるケアプランとセルフプランを含めた計画達成率は100%である。今後、セルフプランの方にはサービスの更新時などに、サービス等利用計画へ変更を勧めて行く。</p>		A

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
第4期障害福祉計画	地域生活支援事業の充実	理解促進研修・啓発事業	3	広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年に市役所新入職員研修に於いてユニバーサルマナー研修を実施し、研修の中で聴覚障害のある職員から聴覚障害の理解と対応を学んだ。 選挙事務担当者に投票所における障害への配慮について研修を行った。 	B	【第5期障害福祉計画に移行】 <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルマナー研修は継続実施する(10月予定)。 選挙事務担当者への研修は、本年度は選挙が予定されていないため、実施予定なし。
				障害者週間	障害者週間(12月3日～9日) <ul style="list-style-type: none"> ①市報に障害者理解につながる記事を掲載した。 ②駅北口クレアビル4階クレアギャラリーで市内の障害福祉関係事業所を紹介するパネルを展示した。 ③市役所市民課ロビーで各事業所の作品を展示した。 ・障害者施設の紹介や作品の展示を通して市民の理解を進めた。 ・障害関係施設に参加を呼び掛けたことで、関係機関の障害者週間に対する認識を高めた。 ④地域自立支援協議会主催の講演会「障害者差別解消法の活かし方ー具体的事例で考えるー」を開催した(12月2日)。 	B	【第5期障害福祉計画に移行】 <ul style="list-style-type: none"> ①②③継続実施 ④講演会の実施予定はなし。
		業自発的活動支援	4	自発的活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員養成研修受講者が継続して学習するための支援を行った。 視覚障害者団体、身体障害者団体、高次脳機能障害者家族会の活動を支援した。 	B	【第5期障害福祉計画に移行】 <ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員養成研修は継続実施。 視覚障害者団体に活動場所の提供を行っているほか、身体障害者団体の活動も支援している。高次脳機能障害者家族会については、ネットワーク協議会の市民交流会のため会場を提供する(平成31年1月開催予定)

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
第4期障害福祉計画	地域生活支援事業の充実	障害者相談支援事業	5	障害者相談支援事業 2か所 ・社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会 ・社会福祉法人 椎の木会	・障害のある方の困りごとについて、当事者・保護者・関係機関等からの相談を受け、福祉サービスの利用援助・専門機関の紹介、情報提供、助言等により問題解決の支援を行った。 ・問題解決のために、市障害福祉課、特定相談支援事業所、権利擁護センター等と連携した。	A	【第5期障害福祉計画に移行】 障害者相談支援事業 2か所 困りごとの相談に対しては、ふさわしい窓口の紹介や助言を行うとともに、適時に支援者会議などを開催して関係機関と連携している。
		基幹相談支援センター	5	基幹相談支援センター	・地域自立支援協議会 専門部会の相談支援部会において、設置についての検討を行い、また、市職員がすでにセンターを設置している3市の視察を行った。検討の結果、本市においてはセンターは設置せずに、既存の関係機関との連携を深めることや関係者のスキルを高めることで対応することとした。	A	【検討終了】 基幹相談支援センター設立に関する検討は終了した。 今後は、既存の相談支援専門員のスキルアップ支援や、関係機関同士による支援ネットワークの強化を図る。
		住宅入居等支援事業 (居住サポート事業) 1か所	5	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業) 1か所 社会福祉法人 椎の木会	・賃貸住宅の入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある方の地域生活を支援している。	A	【第5期障害福祉計画に移行】 居住サポート事業 1か所 (社会福祉法人 椎の木会)
		成年後見制度利用支援事業	3	成年後見制度利用支援事業 平成27年度 2人 平成28年度 3人 平成29年度 4人	平成27年度 0人 平成28年度 2人 平成29年度 0人 ・きよせ権利擁護センターと市障害福祉課及び相談支援事業所が連携して、成年後見制度の利用が必要な方に支援を行った。数値では65歳未満を計上しているが高齢の障害者の相談は増えている。	C	【第5期障害福祉計画に移行】 平成30年度 2人 平成31年度 2人 平成32年度 2人

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
第4期障害福祉計画	地域生活支援事業の充実	意思疎通支援事業	4	<p>手話通訳者派遣事業</p> <p>平成27年度 派遣件数 135件</p> <p>平成28年度 140件</p> <p>平成29年度 145件</p> <p>要約筆記者派遣事業</p> <p>平成27年度 派遣件数 1件</p> <p>平成28年度 1件</p> <p>平成29年度 1件</p>	<p>・手話通訳者派遣事業</p> <p>平成27年度 派遣件数 107件</p> <p>平成28年度 派遣件数 143件</p> <p>平成29年度 派遣件数 249件</p> <p>・要約筆記者派遣事業 平成29年度 1件</p> <p>・転入の聴覚障害者に手話通訳者派遣制度の登録を勧め、また既に登録している方には利用の働きかけを行った。</p> <p>・増加する派遣依頼に対応するため、登録手話通訳者を9名に増員した。</p> <p>・市が主催する説明会等に手話通訳者を派遣し、聴覚障害者の情報保障に努めた。</p>	B	<p>【第5期障害福祉計画に移行】</p> <p>平成30年度 派遣件数 152件</p> <p>平成31年度 154件</p> <p>平成32年度 156件</p> <p>要約筆記者派遣事業</p> <p>平成30年度 派遣件数 1件</p> <p>平成31年度 1件</p> <p>平成32年度 1件</p>
		業日常生活用具給付等事	4	<p>平成29年度見込み値</p> <p>介護訓練支援用具 11件</p> <p>自立生活支援用具 19件</p> <p>在宅療養等支援用具 4件</p> <p>情報・意思疎通支援用具 26件</p> <p>排せつ管理支援用具 1,690件</p> <p>住宅改修費 3件</p>	<p>介護訓練支援用具 6件</p> <p>自立生活支援用具 12件</p> <p>在宅療養等支援用具 2件</p> <p>情報・意思疎通支援用具 17件</p> <p>排せつ管理支援用具 1,638件</p> <p>住宅改修費 3件</p> <p>・視覚障害者団体の要望により、視覚障害者用防災機能付きラジオを支給対象用具に加えた。</p>	B	<p>【第5期障害福祉計画に移行】</p> <p>(平成30年度見込み値)</p> <p>介護訓練支援用具 2件</p> <p>自立生活支援用具 20件</p> <p>在宅療養等支援用具 3件</p> <p>情報・意思疎通支援用具 12件</p> <p>排せつ管理支援用具 1,675件</p> <p>住宅改修費 2件</p>

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成29年度 事業成果	進捗状況	平成30年度 事業概要
第4期障害福祉計画	地域生活支援事業の充実	移動支援事業	5	<p>移動支援事業</p> <p>平成27年度 135人／1,341時間</p> <p>平成28年度 145人／1,384時間</p> <p>平成29年度 155人／1,427時間</p> <p><人数> 1年間の実利用人数見込み値</p> <p><時間> 1か月の利用時間見込み値</p>	<p>平成27年度 実利用人数127人／1か月利用時間1,404時間</p> <p>平成28年度 実利用人数148人／1か月利用時間1,671時間</p> <p>平成29年度 実利用人数142人／1か月利用時間1,421時間</p> <p>・平成28年4月に支給要件と給付費の見直しを行った。</p> <p>・放課後等デイサービス事業の申請と同時に申請する方は増えているが、実利用者数が減っているのは放課後等デイサービスの通所によると思われる。登校時の支援を行うヘルパーや若いヘルパーの派遣の要望がある。</p>	A	<p>【第5期障害福祉計画に移行】</p> <p>平成30年度 151人／1,404時間</p> <p>平成31年度 152人／1,671時間</p> <p>平成32年度 153人／1,675時間</p>
		地域活動支援センター	5	<p>地域活動支援センター 2か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 椎の木会 ・社会福祉法人 清瀬わかば会 	<p>・地域生活支援センターどんぐり 主に精神障害者を対象</p> <p>・地域活動支援センターすきっぷ 主に知的障害者・身体障害者を対象</p> <p>利用者の拡大を図るため、平成29年5月から主に知的障害者・身体障害者を対象とするセンターの運営を、清瀬わかば会(すきっぷ)に委託先を変更した。</p>	A	<p>【第5期障害福祉計画に移行】</p> <p>地域活動支援センター 2か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 椎の木会 ・社会福祉法人 清瀬わかば会